

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

登録番号
1-22

●講習期間／2日間
(1日目9:00～16:30)
(2日目9:00～17:40)
都合により変更する場合があります。

事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特別有機溶剤業務に係る作業にあっては、有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。また、事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第二十号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければなりません。

講習日程 受付期間

講習会場 オロシティーホール（鹿児島市卸本町）実施分

※講習会場については、変更になる場合があります。

定員

講習日	令和5年5月11日(木)～5月12日(金)	70名
受付日	令和5年4月3日(月)～4月7日(金)	

講習日	令和5年8月3日(木)～8月4日(金)	70名
受付日	令和5年7月3日(月)～7月7日(金)	

講習日	令和5年11月30日(木)～12月1日(金)	70名
受付日	令和5年10月30日(月)～11月2日(木)	

奄美実施分

(当協会大島支部（奄美市名瀬港町15-1 軸会館ビル）TEL0997-53-5487）で受付

講習日	令和5年11月8日(水)～11月9日(木)	40名
受付日	令和5年9月25日(月)～9月29日(金)	

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・会員事業所 ⇨ 15,620円 (10%税1,420円込)
- ・一般 ⇨ 16,280円 (10%税1,480円込)

内訳 ・受講料 ⇨ 14,300円
・テキスト代 会員 ⇨ 1,320円
一般 ⇨ 1,980円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

- 学科 (1)健康障害及びその予防措置に関する知識（4時間）
(2)作業環境の改善方法に関する知識（4時間）
(3)保護具に関する知識（2時間）
(4)関係法令（2時間）
(5)学科修了試験（1時間）

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P28参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

労働安全衛生法施行令第六条（抜粋）

十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業等を除く。）

二十 別表第五第一号から第六号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務に係る作業

労働安全衛生法施行令 別表第三

特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）

一	第一類物質	13の2	コバルト及びその無機化合物	26	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン
1	ジクロロベンジジン及びその塩	14	コールタール	27	パラ-ニトロクロロベンゼン
2	アルファ-ナフチルアミン及びその塩	15	酸化プロピレン	27の2	砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）
3	塩素化ビフェニル（別名PCB）	15の2	三酸化二アンチモン	28	弗化水素
4	オルト-トリジン及びその塩	16	シアン化カリウム	29	ベータ-プロピオラクトン
5	ジアニシジン及びその塩	17	シアン化水素	30	ベンゼン
6	ベリリウム及びその化合物	18	シアン化ナトリウム	31	ペンタクロロフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩
7	ベンゾトリクロリド	18の2	四塩化炭素	31の2	ホルムアルデヒド
8	1から6までに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の〇.五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあっては、ベリリウムをその重量のパーセントを超えて含有するものに限る。）	18の3	一・四-ジオキサン	32	マゼンタ
		18の4	一・二-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）	33	マンガン及びその化合物
		19	三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタン	33の2	メチルイソブチルケトン
		19の2	一・二-ジクロロプロパン	34	沃化メチル
		19の3	ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）	34の2	溶接ヒューム
		19の4	ジメチル-二・二-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）	34の3	リフラクトリーセラミックファイバー
二	第二類物質	19の5	一・一'-ジメチルヒドラジン	35	硫化水素
1	アクリルアミド	20	臭化メチル	36	硫酸ジメチル
2	アクリロニトリル	21	重クロム酸及びその塩	37	1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
3	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）	22	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）	三	第三類物質
3の2	インジウム化合物	22の2	スチレン	1	アンモニア
3の3	エチルベンゼン	22の3	一・一・二・二-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）	2	一酸化炭素
4	エチレンイミン	22の4	テトラクロロエチレン（別名パークロールエチレン）	3	塩化水素
5	エチレンオキシド	22の5	トリクロロエチレン	4	硝酸
6	塩化ビニル	23	トリレンジイソシアネート	5	二酸化硫黄
7	塩素	23の2	ナフタレン	6	フェノール
8	オーラミン	23の3	ニッケル化合物（24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）	7	ホスゲン
8の2	オルト-トリイジン	24	ニッケルカルボニル	8	硫酸
9	オルト-フタロジニトリル	25	ニトログリコール	9	1から8までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
10	カドミウム及びその化合物				
11	クロム酸及びその塩				
11の2	クロロホルム				
12	クロロメチルメチルエーテル				
13	五酸化バナジウム				

(2023年1月1日現在)

(2023年1月1日現在)

※「溶接ヒューム」が特定化学物質（第2類物質）に加えられました。金属アーク溶接等作業では、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任し、必要な職務を行わせることが必要です。また、特殊健康診断の実施その他健康障害防止措置が義務づけられています。